

特集

令和5年度 「全国労働衛生週間」が実施されます

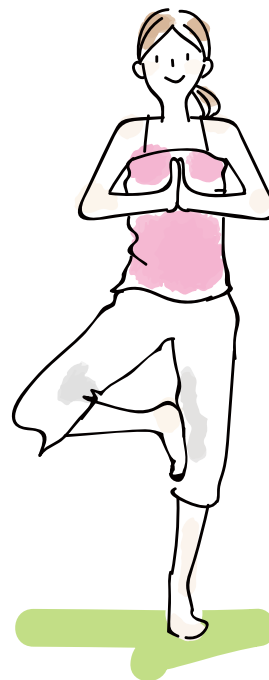
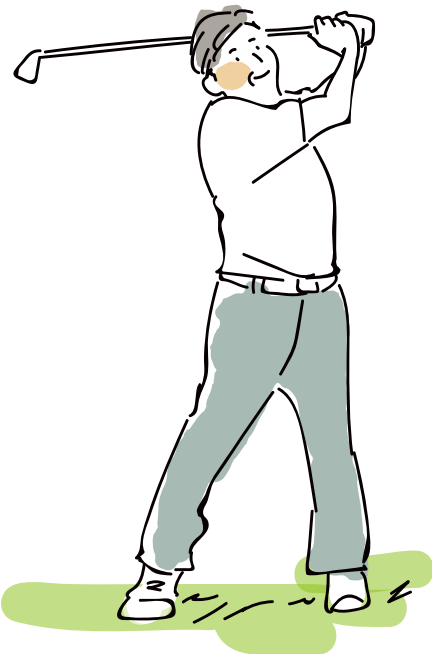
川崎市からのお知らせ【P.4～】

今月のトピックス【P.5～】

- 神奈川県社会保険労務士会 川崎北支部からのお知らせ
- かながわ治療と仕事の両立推進企業について
- 10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

- 「事業者・就労支援情報」
- 「事業者・就労支援の各種情報」
- 「事業者向け情報」
- 「かわさき労働情報」



令和5年度「全国労働衛生週間」が実施されます

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

本週間：令和5年10月1日～10月7日（準備期間：9月1日～9月30日）

＜令和5年度「全国労働衛生週間」のスローガン＞

目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場

今年で第74回を迎える全国労働衛生週間は、毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間として、労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指し、昭和25年の第1回から毎年実施されています。各事業場では、事業者等の職場巡視、スローガン等の掲示、優良職場等の表彰、緊急時の災害を想定した訓練等の実施、労働衛生に関する講習会・見学会の開催などのさまざまな取組を実施していただくこととなっています。

本年度の準備期間及び本週間における実施事項は、以下の事項が示されています。

「準備期間」に実施する項目 (9月1日～9月30日)

1. 過重労働による健康障害防止のための総合対策
2. メンタルヘルス対策の推進
3. 転倒・腰痛災害の予防
4. 化学物質による健康障害防止対策
5. 石綿による健康障害防止対策
6. 受動喫煙防止対策
7. 治療と仕事の両立支援対策の推進
8. 熱中症予防対策の推進
9. その他（テレワークの作業環境・健康確保、小規模事業場の産業保健活動の充実、女性の健康課題への取組）

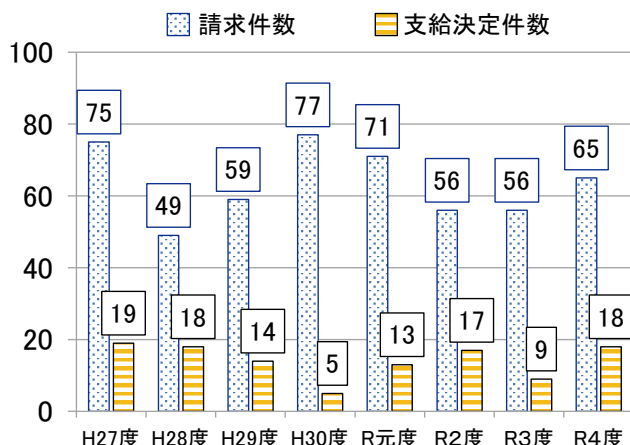
「本週間」に実施する項目 (10月1日～10月7日)

1. 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
6. その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

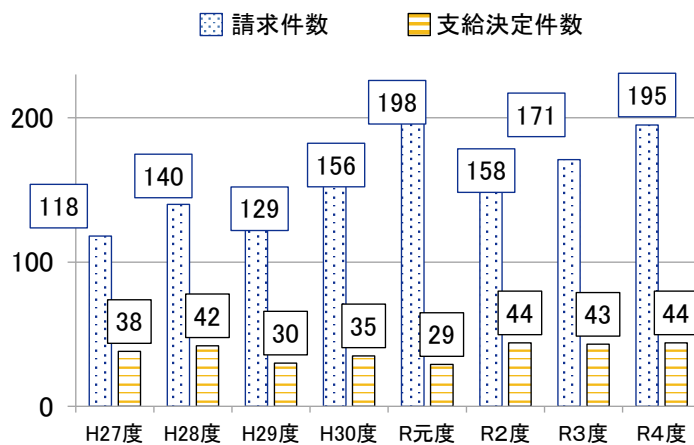
その他に労働衛生管理の各種取組について、次頁の情報を参考にしてください。

神奈川労働局における脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況について

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害の労災補償状況



労働衛生管理の取組について、以下の情報を参考にしてください。

●産業保健総合支援

神奈川産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域産業保健センターでは労働者50人未満の事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。



●メンタルヘルス対策

厚生労働省のホームページには、職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

「こころの耳」は、労働者やその家族、事業者などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供しているメンタルヘルス・ポータルサイトです。



●治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援ナビでは、ガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。



●化学物質対策

職場のあんぜんサイトでは、化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報などを提供しています。



●転倒・腰痛予防対策

厚生労働省のホームページには、転倒・腰痛を予防するための体操として「いきいき健康体操」の動画が掲載されています。



●SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」*に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう。

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。



●高齢労働者の健康づくり

厚生労働省のホームページでは、エイジフレンドリーガイドラインなど高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた情報を提供しています。



その他にも「働き方改革」、「熱中症予防対策」、「受動喫煙防止対策」などの情報が厚生労働省のホームページ等から入手することができます。



令和5年度川崎市労働災害防止研究集会を開催します

川崎市では市内の事業所から労働災害をなくすことを目指し、毎年労働災害防止研究集会を開催しています。専門家による講演のほか、他社の労災防止・安全衛生についての取組を知ることのできる貴重な機会です。関係団体の皆さまにご協力いただき、今年で第59回を迎えます。

- 日時** 令和5年11月14日（火）
15時～17時頃まで
- 会場** 川崎市産業振興会館 1階ホール
(川崎市幸区堀川町66-20)
- 内 要** 1. 開会あいさつ
2. 講演会
3. 事例発表
4. 表彰式
- 主 催** 川崎市



講演会

来年から荷物が届かなくなる？ それだけではない【2024年問題】

目前に迫った【2024年問題】について

- 働き方改革関連の法改正の内容と改正に至った背景
 - 物流業界だけではなく日本経済全体への大きな影響
 - 2024年問題の解決に向けてどんな対策が考えられるか？
- を社労士の立場からわかりやすく解説します。



猿田社会保険労務士事務所
五味 朋美先生

【問合せ】 川崎市経済労働局労働雇用部
電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

かわさきTEKTEK(健康ポイント事業)が始まりました！

歩いて、貯めて、子ども達を応援しましょう♪

●歩いて貯めたポイントで川崎市の子ども達を応援し、更に応援したポイントで景品に応募できる、川崎市の公式スマートフォンアプリ『かわさきTEKTEK』が始まりました！

- ①アプリをダウンロードし、スマートフォンを持って歩くと歩数に応じてポイントが貯まります。
- ②貯めたポイントは川崎市立小学校及び特別支援学校（小学部のある学校）の中から好きな学校を選んで寄附します。
- ③年度末に貯まったポイントを学校ごとに集計し、ポイントを寄附金に換算して学校に交付し、学校は子ども達の学校生活を充実させるために活用します。
- ④参加者は、寄附したポイント数に応じて応援特典（景品）に応募することができます。

- グループ作成機能がありますので、企業としての参加が可能です。
- 企業として御参加いただくと健康経営やSDGsにも資する取組になります。
- かわさきTEKTEKについては、市ホームページ等で詳しくご案内していますのでご覧ください。

ぜひこの機会に、企業の従業員の皆様の健康づくりに取り組みながら、みんなで川崎市の子どもたちを応援しましょう！

かわさきTEKTEK

検索



【問合せ】 川崎市健康福祉局保健医療政策部健康事業担当
電話 044-200-1218 FAX 044-200-3986 メール 40kenko@city.kawasaki.jp

秘密厳守
相談無料

労働相談等のお知らせ

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年10月19日(木) 17時15分～19時30分(1人40分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)
会場 かながわ労働センター川崎支所

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年10月24日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)
会場 かながわ労働センター川崎支所

●街頭労働相談 <予約不要>

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラに関するさまざまな労働問題等について、ご相談に応じます。

また、労働関係資料の配布も行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

○新百合ヶ丘駅南口

日時 令和5年11月10日(金) 11時～17時
※荒天の場合、中止になりますので、ご注意ください。

相談員 かながわ労働センター職員

【主催(上記労働相談すべて)】神奈川県/川崎市

【予約・問合せ先】かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141
(平日8時30分～17時15分 ※12時～13時除く)



神奈川県社会保険労務士会 川崎北支部からのお知らせ

～～ 社会保険労務士による無料街頭相談会 ～～

10月は社会保険労務士制度推進月間です。労務・労働問題、労働保険(労災・雇用保険)、健康保険、年金などについて、社会保険労務士が秘密厳守、無料で相談にお答えします。予約不要です。

日時 令和5年10月21日(土) 11時～16時
場所 JR武蔵溝ノ口駅 南北自由通路(オンライン相談同時開催)
オンライン相談申込URL <https://reserva.be/kawasakikita>
相談員 社会保険労務士



<オンライン相談予約>

～～ 社会保険労務士による無料講演会・相談会 ～～

毎年恒例の社会保険労務士による無料講演会・相談会です。来場またはオンライン形式にて参加できます。今年は「最新!経営者・人事労務担当者のための産休と育休の実務ポイント!」をテーマに、経営者・人事労務担当者の皆さまにお役に立つ情報をご提供します。

日時 令和5年10月25日(水) 14時30分～17時
場所 【来場】てくのかわさき 大ホール(武蔵溝ノ口駅より徒歩5分)
【オンライン形式】参加用Zoom URLをメールでお送りします。
申込 来場・オンライン形式ともに申込フォームにて申込み下さい。



<参加申込URL>

<https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZAudOmrzwiE9Ttas-yybpLJ15HxUlu-P50>

詳細は神奈川県社会保険労務士会川崎北支部ホームページをご覧ください。

<http://kawasakikita-sr.com/>

【問合せ】神奈川県社会保険労務士会川崎北支部 電話 044-819-6605

神奈川県かながわ労働センター川崎支所からのお知らせ

「労働相談強化期間」特別労働相談会

神奈川県では、10月、11月を「労働相談強化期間」とし、職場でおきているトラブルの解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会を開催します。

日時 令和5年10月12日（木）13時30分～16時30分
相談会場 弁護士労働相談 4コマ（予約制・無料）
 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 リンクス溝の口1階
 川崎市高津区溝口1-6-12
 （JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分）



ワーキングマザー両立応援カウンセリング

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳（就学前）までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。（無料）
 相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和5年10月21日（土）12時～16時（1人50分以内）
会場 神奈川県かながわ労働センター川崎支所 リンクス溝の口1階
 川崎市高津区溝口1-6-12
 （JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分）



中小企業労務管理セミナー

職場のメンタルヘルス対策
働く人のメンタルヘルスを企業はどう支えるか

日時 令和5年11月27日（月）14時～16時
会場 川崎市産業振興会館9階 第3研修室
 川崎市幸区堀川町66-20（JR川崎駅、京急川崎駅から徒歩約8分）
講師 長部 ひろみ 氏（特定社会保険労務士 ソーシャルサポートオフィスシトラス）
定員 40名（申込先着順） 企業経営者、人事労務担当者、その他関心のある方向け
受講料 無料

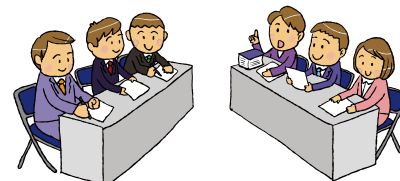


特定課題講座

労働組合の基本的役割～2024春季労使交渉に向けて～

賃金をはじめとする労働条件の改善・向上は、労使間における自主交渉・決着によることが前提であることから、来年の「春闘」を目前にして今一度、労働組合の基本的役割や労使交渉の意義等を解説します。

日時 令和5年12月7日（木）18時～20時
会場 てくのかわさき てくのホール（2階）
 川崎市高津区溝口1-6-10
 （JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩約5分）
講師 弁護士 山岡 遥平 氏（神奈川総合法律事務所）
定員 38名（申込先着順） 労働組合の役員、労働者、テーマにご関心のある方向け
受講料 無料



【問合せ先（上記すべて）】神奈川県かながわ労働センター川崎支所（電話 044-833-3141）

男性の育児休業取得促進奨励金の募集開始について

～男性の育児休業の取得を推進する事業者を支援します～

神奈川県では、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促すため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組み、男性従業員が育児休業を取得した事業者には、最大50万円の奨励金を交付します。

月12日(月)以降である場合のみ、対象となります。
詳細は申請要領をご確認ください。



申請受付期間

当該申請対象男性従業員の育児休業後の復帰から1か月経過した日の翌日から2か月以内(原則)又は令和6年2月29日(木)のいずれか早い日まで。

注意1: 申請の受付は先着順です。

注意2: 申請が予算額に達した場合、申請受付期間中でも受付を終了します。

奨励金の交付額

育児休業取得日数	10日以上30日未満	30日以上
奨励金額	20万円	50万円

申請方法

電子申請システムから手続きを行い、申請してください。
神奈川県電子申請システム(e-KANAGAWA)
https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55231

→詳細は神奈川県ホームページ

(右の二次元コード)にてご確認ください。



奨励金の概要

育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、子の出生後2歳に達するまでの間に、男性従業員に合計10日以上の子育て休業を取得させ、育児休業終了後、原職に復帰し、1か月以上継続雇用している場合に奨励金を交付します。詳細は申請要領をご確認ください。

奨励金の対象事業者

神奈川県内で事業を営む中小企業

注意: 男性従業員からの育児休業の申出が、令和5年6

【問合せ】

神奈川県産業労働局 労働部雇用労政課
労政グループ男性育休奨励金担当

電話 045-285-0743

受付時間 平日(土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)
9時～12時、13時～17時

広告

お困りごとはありませんか?
弁護士があなたの会社をサポートします!

相談予約
フォーム
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ?
- 辞めた社員に残業代請求された!
- 将来のために後継者を探したい!

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください!

〒210-0002
川崎市川崎区榎町1-8
ニッコービル3F

川崎区役所から
歩道橋を渡ってすぐ!



本広告をご覧いただいた方限定で
15分間無料の電話相談をいたします!
ご予約の際「かわさき労働情報を見た」とお伝えください。

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績

小山法律事務所

代表弁護士・公認会計士 小山治郎

かながわ治療と仕事の両立推進企業について

がん患者の治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を、神奈川県が認定します！

神奈川県では、がん治療が必要になった従業員が、働きながら治療を続けられるように、治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を「かながわ治療と仕事の両立推進企業」として認定する制度を創設しました。ぜひご応募ください。

この事業は、神奈川産業保健総合支援センターと連携して取り組んでいきます。治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を、これから整備したいと考えている企業は、神奈川産業保健総合支援センター（電話：045-410-1160）にご相談ください。

※神奈川産業保健総合支援センター（右の二次元コード）では、治療と仕事の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応しています。（面談は予約制です。）



認定対象となる企業

県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行っている企業、団体。

●認定シンボルマーク



認定基準

(1)～(3) いずれかの項目を満たしていること

- (1) 時間単位又は半日単位の年次有給休暇制度を整備していること。
- (2) 傷病・病気休暇制度を整備していること。
- (3) 短時間勤務制度、時差出勤制度、失効年次有給休暇積立制度、在宅勤務制度、フレックスタイム制度のいずれか一つ以上の制度を整備していること。



3つすべてを満たしている場合
⇒ プラチナ
2つ満たしている場合
⇒ ゴールド
1つ満たしている場合
⇒ スタンダード

申請方法

※随時募集

申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、神奈川県がん・疾病対策課（〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1）あて郵送してください。

⇒申請書類等の詳細は、神奈川県ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。



【問合せ】神奈川県健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 がん・肝炎対策グループ
電話 045-210-5015

広告

中央ろうきん

団体会員
限定

住宅ローンで 住まい応援 キャンペーン

2023年4月1日(土)～2024年3月31日(日)

QUOカードPay
500円分
プレゼント!

以下の①・②・③に該当する方

- ① 「団体会員」の組合員の方*
- ② キャンペーン対象期間に「住宅ローン」・「借換・買替ローン」・「有担保フリーローン」を新規でご契約された方
- ③ 「ろうきんアプリ」を2024年4月30日(火)までにインストールし、〈口座登録〉を完了させた方

※「団体会員」とは、中央労働金庫に出資いただいている労働組合等の団体をいいます。

【お問い合わせ】<中央ろうきん>川崎支店 TEL: 044-244-8331
川崎南支店 TEL: 044-277-8211

アプリの
詳細はこちら

住宅ローンの
詳細はこちら

※複数のご契約をいただいても、QUOカードPayはお1人様500円分が上限となります。※ろうきんアプリのアカウント・口座登録時に利用する金庫を「中央労働金庫」と選択いただいた方のみ対象となります。※QUOカードPayは、ろうきんアプリの口座登録時に入力いただいたメールアドレス宛に翌月末日にお送りいたします。※メールが未着となった場合、QUOカードPayの再交付はされませんのでご了承ください。※ドメイン指定受信をされている場合は「@chuo-rokin.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。※その他キャンペーンとの併用はできない場合がございます。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

2023年8月21日現在

10月は「年次有給休暇取得促進月間」です！

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

新しい働き方・休み方をこれからも続けていくには、「年次有給休暇の計画的付与制度」や、「時間単位の年次有給休暇制度」の導入が効果的です。

● 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

● 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

● 年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

～ 働き方の新しいスタイル ～



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

……………詳しくは、下の二次元コードからご確認ください。……………



働き方・休み方改善
ポータルサイト



年次有給休暇取得促進
特設サイト

【問合せ】 神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課 電話 045-211-7357

中小企業退職金共済事業本部からのお知らせ

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

令和5年10月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 7月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月に比べ0.03ポイント上回りました。
 * 7月の川崎市内の有効求人倍率は、0.85倍で前年同月と比べ0.07ポイント上回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年	2月	9,638	7,555	17,193	101,302	7,269	11,256	18,525	102,496	1.33	0.67	0.93	0.91
	3月	9,903	7,736	17,639	100,676	7,498	11,751	19,249	106,747	1.32	0.66	0.92	0.90
	4月	9,440	7,342	16,782	94,678	7,922	12,486	20,408	111,608	1.19	0.59	0.82	0.90
	5月	9,531	7,188	16,719	93,410	7,933	12,649	20,582	113,250	1.20	0.57	0.81	0.92
	6月	9,223	7,113	16,336	94,461	7,728	12,608	20,336	112,542	1.19	0.56	0.80	0.91
	7月	9,566	7,164	16,730	96,072	7,516	12,279	19,795	109,084	1.27	0.58	0.85	0.92
	資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注) 労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
 (※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています)
 また、南部(川崎公共職業安定所)の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 7月の完全失業者数は183万人、完全失業率は2.7%となりました。一方、有効求人倍率は1.29倍で、前年同月に比べ0.01ポイント上回りました。

年月	項目	完全失業者(全国)		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年度平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年度平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年度平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年	2月	174	-6.0	2.6	1.34
	3月	193	13.0	2.8	1.32
	4月	190	2.0	2.6	1.32
	5月	188	-3.0	2.6	1.31
	6月	179	-7.0	2.5	1.30
	7月	183	7.0	2.7	1.29
	資料出所	総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。
 ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和5年1月～8月の労働災害発生状況は、前年比405件減の765件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		80 (0)	69 (0)	11	15.9
建設業		68 (3)	87 (1)	-19	-21.8
運輸業		142 (0)	156 (0)	-14	-9.0
その他		475 (1)	858 (2)	-383	-44.6
総計		765 (4)	1170 (3)	-405	-34.6
資料出所	神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)				

(注) 件数は休業4日以上(数字)は死亡者数。
 死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

* 7月の川崎市消費者物価指数は、104.6となり、前年同月に比べ3.0ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金(円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年度平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年度平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年度平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和5年	2月	306,682	309,496	135.1	139.7	12.6	12.0	103.2	3.0	104.0	3.3	92.1	104.5	11	39	577
	3月	318,840	335,655	139.8	145.8	13.3	12.5	103.5	3.1	104.4	3.3	93.2	104.8	6	52	809
	4月	326,411	324,953	142.6	148.3	12.9	12.6	104.2	3.3	105.1	3.6	100.2	105.5	4	39	610
	5月	322,046	327,254	135.9	140.9	12.0	11.7	104.0	2.9	105.1	3.3	102.5	103.2	5	55	706
	6月	576,562	580,898	143.3	149.7	12.3	11.9	104.1	3.2	105.2	3.4	P100.5	105.7	3	37	770
	7月		P445,947		P146.7		P12.0	104.6	3.0	105.7	3.4		P103.6	5	40	758
	資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

(注1) 鉱工業生産指数は(県：平成27年、全国：令和2年)を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡り変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

4月に入社された方は、仕事に慣れてきた頃でしょうか。
今回は継続6か月勤務が要件となる有給休暇に関連する相談事例を3例ご紹介します。

会社から有給休暇について何も伝えられていません。そろそろ入社して1年になるので、有給休暇を取りたいと思っているのですが、私の会社にはその制度がないということでしょうか。



労働基準法第39条に定める年次有給休暇は、業種、規模に関係なく原則的に全ての事業場の労働者に適用されます。6か月継続勤務し、8割以上出勤した場合に10日付与され、1年増加するごとに1日加算、2年6か月経過後からは2日ずつ加算し最高20日が限度となります。まずは、就業規則を見て申請の仕方を確認してみましょう。業務の繁忙期等で、会社側から時季変更権（事業の正常な運営を妨げる場合に限り、使用者は他の日へ変更をする権利があります）を行使されることもあります。あくまでも、有給休暇は労働者の選択により取得するものです。



私はこの度、試用期間3ヵ月から始まり、パート勤務9ヵ月を経て、正社員のお話をいただきました。
会社担当者との話の際、「有給休暇はリセットされる。」と言われましたが納得いきません。



有給休暇の基準日（権利発生日）は、試用期間や場合によってはインターンとして勤務開始した初日から起算します。継続勤務というのは、在籍期間をさしているもので、「雇用形態の変更や育児介護休暇取得等により、リセットさせる」ということはありません。ご質問の担当者の方が勘違いしているものと思われるので、改めてご確認されるとよいでしょう。



会社から、「年次有給休暇を取得するように」と言われていますが、取っていない人もいます。
このままで大丈夫でしょうか。



働き方改革関連法では、使用者の時季指定により、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者（管理監督者含む）に対して、その内の年5日について取得させることが義務付けられており、基準日から1年以内に付与しなかった場合は、30万円以下の罰金もあります。時季指定に当たっては、労働者の意見を聞き、尊重するように努める事となっており、労働者が時季指定した日数は、5日から控除することが可能です。なお、使用者は、就業規則により、運用ルールを定め労働者へ周知する必要があります。



編集後記

先日、友人に誘われ寄席に行ってきました。落語を生で聴くのは初めてで、なんとなく敷居が高く感じていました。実際に行ってみると、特別なマナーもなく、途中から好きな落語家さんの囃だけ聴きに来る方もいて、気軽に楽しめる娯楽だと知りました。古典落語だけでなく、現代版の新作落語があったり、落語家さんの中には外国人の落語家さんがいたり、伝統芸能とはいえ、時代と共に変わらないものと変わっていくものが落語の世界にもあるのだなと感じました。落語が始まると、囃に引き込まれ大笑いしました。「笑うことは健康を司る」と昔からよく言われます。落語を聴いてストレスを解消できました。この秋、また寄席に足を運び楽しみたいと思います。皆さんはどのような秋を楽しみますか。

最低賃金は
暮らしの
支えです!!

最低賃金

使用者も
労働者も



必ず
チェック!!!

神奈川県最低賃金

令和5年
10月1日から



1,112円 時間額

◇神奈川県最低賃金は、県内で働く常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を支払わなければならない。

確認の方法は？

確認したい賃金^(※1)時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<input type="text" value="時間給"/>	≧	<input type="text" value="最低賃金額(時間額)"/>				
2 日給の場合	<input type="text" value="日給"/>	÷	<input type="text" value="1日の平均所定労働時間"/>	=	<input type="text" value="時間額"/>	≧	<input type="text" value="最低賃金額(時間額)"/>
3 月給の場合	<input type="text" value="月給"/>	÷	<input type="text" value="1か月の平均所定労働時間"/>	=	<input type="text" value="時間額"/>	≧	<input type="text" value="最低賃金額(時間額)"/>
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)				

(※1)最低賃金額との比較にあたって次の賃金は参入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の賃金(休日割増賃金など)⑤10時~17時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは、神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署へ

中小企業・小規模事業者の業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るために設けられた制度である「業務改善助成金」の活用もご検討ください。

詳細は、神奈川労働局ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



【問合せ】 神奈川労働局労働基準部賃金室 (電話 045-211-7354) または、最寄りの労働基準監督署

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2154号 令和5年10月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階

電話 044-200-3653 (直通) FAX 044-200-3598

経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えています。ご転居される際には、下記のFAX番号まで送信くださいますよう、お願い申し上げます。 FAX: 044-200-3598